

平成23年9月 8日 開会

平成23年9月29日 閉会

(定例第10回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 90 号

平成 23 年第 10 回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成 23 年 9 月 5 日

大山町長 森田 増範

- 1 日 時 平成 23 年 9 月 8 日 午前 10 時
2 場 所 大山町役場議場
-

○開会日に応招した議員

竹 口 大 紀	米 本 隆 記
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
野 口 昌 作	池 田 満 正
近 藤 大 介	西 尾 寿 博
吉 原 美智恵	岩 井 美保子
諸 遊 壤 司	足 立 敏 雄
小 原 力 三	岡 田 聰
椎 木 学	鹿 島 功
西 山 富三郎	野 口 俊 明

○応招しなかった議員

なし

第 10 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 1 日)

平成 23 年 9 月 8 日 (木曜日)

議 事 日 程

平成 23 年 9 月 8 日 午前 10 時 開会

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 89 号 大山町からの暴力団排除のために必要な関係条例の整備に関する条例について

日程第 5 議案第 90 号 大山町光ファイバーネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 91 号 大山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 92 号 大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 93 号 大山町環境保全条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 94 号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 95 号 他の地方公共団体へ給水することに関する協議について

日程第 11 議案第 96 号 町道の路線変更について

日程第 12 議案第 97 号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第 13 議案第 98 号 平成 22 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 議案第 99 号 平成 22 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 議案第 100 号 平成 22 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16 議案第 101 号 平成 22 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 17 議案第 102 号 平成 22 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 18 議案第 103 号 平成 22 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 104 号 平成 22 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 105 号 平成 22 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 106 号 平成 22 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 107 号 平成 22 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 108 号 平成 22 年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 議案第 109 号 平成 22 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 議案第 110 号 平成 22 年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 議案第 111 号 平成 22 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 議案第 112 号 平成 22 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 議案第 113 号 平成 22 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 議案第 114 号 平成 22 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30 議案第 115 号 平成 22 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31 議案第 116 号 平成 22 年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 32 議案第 117 号 平成 22 年度大山町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 33 議案第 118 号 平成 22 年度大山町索道事業会計決算の認定について
- 日程第 34 議案第 119 号 平成 23 年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 35 議案第 120 号 平成 23 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 36 議案第 121 号 平成 23 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 37 議案第 122 号 平成 23 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算

（ 第 1

号)

日程第 38 議案第 123 号 平成 23 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算

(第 1

号)

日程第 39 議案第 124 号 平成 23 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算 (第 1

号)

日程第 40 議案第 125 号 平成 23 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算 (第 2

号)

日程第 41 大山北麓 (神田地区) 活性化調査特別委員会の調査報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (1 8 名)

1 番 竹 口 大 紀	2 番 米 本 隆 記
3 番 大 森 正 治	4 番 杉 谷 洋 一
5 番 野 口 昌 作	6 番 池 田 満 正
7 番 近 藤 大 介	8 番 西 尾 寿 博
9 番 吉 原 美 智 恵	1 0 番 岩 井 美 保 子
1 1 番 諸 遊 壤 司	1 2 番 足 立 敏 雄
1 3 番 小 原 力 三	1 4 番 岡 田 聰
1 5 番 椎 木 学	1 6 番 鹿 島 功
1 7 番 西 山 富 三 郎	1 8 番 野 口 俊 明

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照 書記 …………… 中 井 晶 義

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 森 田 増 範	教育長 …………… 山 根 浩
副町長 …………… 小 西 正 記	教育次長兼学校教育課長 …… 齋 藤 匠
総務課長 …………… 押 村 彰 文	社会教育課長 …………… 手 島 千 津 夫
中山支所総合窓口課長 …… 澤 田 勝	幼児教育課長 …………… 林 原 幸 雄
大山支所総合窓口課長 …… 岡 田 栄	企画情報課長 …………… 野 間 一 成

税務課長	……………小 谷 正 寿	建設課長	……………池 本 義 親
農林水産課長	……………山 下 一 郎	水道課長	……………野 坂 友 晴
住民生活課長	……………坂 田 修	福祉介護課長	……………戸 野 隆 弘
観光商工課長	……………福 留 弘 明	保健課長	……………斎 藤 淳
人権推進課長	……………門 脇 英 之	農業委員会事務局長	…近 藤 照 秋
地籍調査課長	……………種 田 順 治	会計管理者	……………後 藤 律 子
代表監査委員	……………松 本 正 博	総務課参事	……………酒 嶋 宏
企画情報課参事兼未来づくり戦略室室長	……………赤 井 久 宣		

午前 10 時 1 分 開会

○局長（諸遊雅照君） みなさんおはようございます。互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会・開議・議事日程

○議長（野口俊明君） おはようございます。本日より 9 月 29 日まで、22 日間 9 月定例会が開催されます。いろんな質疑あろうと思いますので、しっかりとご質疑よろしくをお願いします。

そういたしますと、ただいまから開会をいたします。ただいまの出席議員は 18 人です。定足数に達しておりますので、平成 23 年第 10 回大山町議会定例会を開会します。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（野口俊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、6番 池田満正君、7番 近藤大介君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（野口俊明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 29 日までの 22 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 9 月 29 日までの 22 日間に決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（野口俊明君） 日程第 3、諸般の報告を行います。監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局にありますので、閲覧してください。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

次に、本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に町長から、政務報告並びに報告第 9 号 平成 22 年度決算に基づく大山町健全化判断比率の報告についてから、報告第 11 号 長期継続契約締結の報告についてまで、計 3 件の報告の申し出があります。これを許します。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） おはようございます。政務報告の前に、議長にお許しを願いたいと思いますが、台風 12 号につきまして、それから公金横領につきまして、少し時間を賜り述べさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

ご許可をいただき、述べさせていただきます。まず、台風 12 号、このたびの台風 12 号につきまして述べさせていただきたいと思います。9 月の 2 日あたりから、本町へのかなりの影響が出てまいるようになりました。この台風 12 号は大型で速度も遅く関西地方を中心に全国に大きな被害をもたらしました。本町におきましても特に大山周辺に 1 時間雨量が 70 ミリを越すほどの雨があり、また降り始めから降り収めまでトータルで 1000 ミリを超える雨量がありました。各所にこの豪雨により、大きな大きな被害が出たところがございます。特に中山間を中心に、そして河川を中心とした周辺で、大きな被害が発生をいたしました。改めまして、被災されました、被害を受けられました町民の皆さま方に心よりお見舞いを述べさせていただきたいと思います。そのなかではございますけれど、人的な被害がなかったということが非常に幸いだったなというぐあいには思っております。本町では、9 月の 2 日、午前 3 時 10 分にこの災害の警戒本部を設置をいたしました。そして、午前 6 時 10 分には、災害対策本部に移行して、迅速な災害への対応を図り務めてまいったところがございます。

被害の状況は、既にマスコミ等でもご承知のことかと思っておりますけれども、本町におきましては、施設被害として、農林水産関係、あるいは土木いわゆる建設課の関係、そして大山寺周辺での観光商工課の関係、そういった担当課のほうで、たくさんの被害を受けております。被害の額は、まだ確定はいたしておりませんが、4 億円

を超える被害になるであろうというぐあいに思っておりますし、これは町での部分だけでございますので、県の道路あるいは河川、こういったものを加えるとさらにこの大山町のなかでも被害の額が大きくなるというぐあいに認識をいたしております。そういった被害の対応について、本町といたしましても一刻も早い、復旧を目指して、町としてまた県や関係の団体、関係の機関との協力を連携をとりながら、最大限の努力をしてまいりたいと考えております。1日も早い、復興、平常の生活が送れるよう、対策を講じてまいりたいと思っておりますので、特にこれからのそういった対策を進めるなかで予算的な措置も講じていかなければなりません。急々な予算の提案等々もさせていただく場面もあろうと思っております。どうぞ議会の皆さん方におかれましては、ご理解を賜りますように、お願い申し上げたいと思っております。

併せまして、この台風12号の災害復旧等々につきましては、まず大山町の消防団、名和、中山、大山の各分団、それぞれから激流の町内にあります河川、川の護岸の決壊であったりとか、そういうことの監視として勤めていただきました。また細かな、パトロールもしていただいたところでございます。併せて大山町の建設業協会の皆さまには、会長さまには、この対策本部に詰めていただき、情報が入ってきますところの倒木あるいは土砂の、町道をふさいだ状況等々の情報をパトロール、あるいは地元の方々から情報をいただくなかで、整備修復への対応をスピーディーに勤めていただきまして、早い機会に道路の復旧等々、あるいは倒木の対応等していただきました。消防団の皆さま方、そして建設業界の皆さま、併せてそれぞれにこの対応にお世話になりました関係機関の皆さん方、地元の皆さま方にこの場をお借りいたしまして、お礼を感謝を述べさせていただきたいと思っております。ほんとうにありがとうございます。

しっかりと今後のこの被害の対応に、議会の皆さま方といろいろと、ご協議をご相談をさせていただきながら、取り組みを進めてまいりますので、よろしくどうぞお願い申し上げたいと思っております。

次に、先般、中山支所総合窓口課で起こりました公金横領につきまして、町民の皆さま方にお詫びとそして今後の取り組みにつきまして、述べさせていただきたいと存じます。この事件につきましては、先に防災無線により、取り急ぎ、お詫び、そして報告を申し述べさせていただきましたけれども、この場で改めまして町民の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことに心より、お詫びを申し上げます。本当に申し訳ありませんでした。

一昨年に起こりましたごみ袋販売代金の紛失の後に、その事件の後、公金の取り扱いに対する職員の意識の向上、管理体制の強化を図ってきたところでございますけれども、今回のこのような不祥事が発生したことは、誠に遺憾に存じます。事件発覚を受け、関係課長に改善点を検討させ、すぐに対応できる場所につきましては、その

取り組みを進めております。今後、再発防止、信頼回復を図るために、外部からの評価、あるいは内部の監視評価、職員の意識の向上、改革、そういった取り組みを徹底をいたしまして、徹底した改善策を講じて、町民の皆さまへの一層の信頼回復に職員全員で、努力をしてまいり所存でございますので、どうぞご理解を賜りますように、よろしく願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、政務報告に入らせていただきます。

6月定例会以降におきますところの各種事務事業の取り組みにつきまして、その主なものをご報告させていただきます。

まず総務課関係でございます。1つ目に、消防ポンプ操法大会での活躍についてであります。第53回鳥取県西部地区消防ポンプ操法大会が7月3日米子市の鳥取県消防学校で開催をされ、大山町消防団から名和分団と大山第2分団が出場しました。西部地区消防ポンプ操法大会で2位となりました名和分団は、西部地区の代表として7月19日、鳥取市で開催されました第57回の県消防ポンプ操法大会に出場いたしまして、見事5位に入賞いたしました。

2つ目に、東日本大震災に対する取り組みについてでございます。東北地方太平洋沖地震には、3月以降、職員の派遣を行ってまいっておりますが、6月定例会の報告以降にも3名の職員を派遣をいたしております。また、7月19日に開催されました第1回目の人権セミナー、こちらのほうで石巻のほうに派遣されました3名の職員が、パネルディスカッションのメンバーとして参加して被災地の状況等について報告をさせていただいたところでございます。

次に、企画情報課関係の関係でございます。まず1つ目に、公共交通の見直しについてであります。見直し案のひとつでありました、現行制度では実現できない「大山町をひとつの区域とし、その予約に応じて運行する」という大山町としての方式、その案につきましては、6月28日、内閣府の第20次構造改革特区提案に規制緩和を提案するとともに、併せて7月14日には関係政務3役が規制緩和について協議を検討される「国民の声」というポジションにも提案を致しました。内閣府を通じ国土交通省と協議を重ねた結果、現行制度においても、大山町が提案した案について、実現できる見通しとなってまいりました。

このため、当初今秋から計画いたしておりました巡回路線の予約運行、いわゆるデマンド運行でございますが、これを中止をして、改めて大山町方式について地域公共交通会議での検討を踏まえ、地域の住民の皆さんへの説明周知を図りながら、そしてご理解を賜りながら、来年春の運行開始に向けた準備を進めて参りたいと存じております。

2つ目に、「2011甲川溪流まつり」の開催につきまして、これは第9回目になるわけでございますが、8月7日日曜日に中山まちづくり実行委員会主催で開催をされま

した。町内外から 166 人の参加を得て開催をし、天候にも恵まれて、魚のつかみ取りやバーベキュー、流しソーメン、あるいは竹細工作りと、この甲川は、日本百名谷の 1 つでございます。その場での自然豊かな溪谷の探検を多くの子どもたちに堪能していただいたところでございます。

次に、人権推進課関係であります。1 つ目に人権・同和教育推進者養成講座の実施についてでございます。各種企業・団体などにおける人権・同和问题学習を推進するためのリーダー養成、あるいは活動の活性化を目的として、企業などを対象として 2 回、そして P T A などを対象として 2 回、7 月から 10 月にかけて実施をいたしていません。P T A 対象の 2 回を終了しました受講生の数は 41 名でございます。講座を終了されました皆様には、この講座を契機として人権・同和教育推進のリーダーとして活躍を期待いたすものでございます。

2 つ目に、みんなの人権セミナーの実施についてでございます。同和问题をはじめ、あらゆる人権問題の正しい理解と認識を深め、自分とのかかわりを考える機会とするとともに、人権・同和问题学習の推進と実践活動に向けた資質の育成向上を図ることを目的として、町民の皆さま、そして町内事業所勤務者などを対象に実施しておるところでございます。8 月末までに、全日程 7 回のうち 2 回を終了し、参加者数は 186 名となっております。

次に、住民生活課関係であります。海の日海岸清掃についてであります。ゴミのポイ捨て、あるいは不法投棄防止に対する意識の啓発をはかり、海岸をきれいにするため、今年も 7 月 18 日に、これは海の日でございますけれども、「第 12 回海の日海岸一斉清掃」を行いました。平田・上万・国信・末吉の集落やスポーツ少年団・子供会・ボランティアの皆様合わせて約 300 名あまりの方々に参加をしていただきました。可燃 500 キログラム、不燃ごみで 500 キログラム、発泡スチロールで 3 立米、古タイヤが 16 本、また流木が多数あり、たくさんのゴミを集めることができました。

今後もこの行事を定着させ町内の海岸をきれいにしていまいりたいと考えております。

次に、福祉介護課関係であります。介護給付適正化事業についてでございます。介護給付適正化事業は、介護保険サービスの適正な給付を確保するための各種施策であり、大山町ではこれまで、委託認定調査事後点検、変更認定直営化、ケアプランチェック、住宅改修訪問調査等に取り組んでまいりました。今年度はさらに事業のメニューを広げて、医療保険の入院情報等と介護保険の給付情報等を突合し、給付日数や提供サービスの整合性を確認するところの「医療情報との突合」と、そして国保連によりますところの審査の結果で疑義の生じた給付について、給付情報と提供サービスの整合性を点検する「縦覧点検」の取り組みもおこなっているところでございます。

次に、保健課関係であります。1 つ目に大山町食育フェスタ 2011 につきまして、月間期間中の 6 月 19 日日曜日道の駅「大山恵みの里」を会場に、“大山の恵みを受け継

ぎ、食育の輪を広げよう”これをスローガンとして開催をいたしました。大山町青年団や食生活改善推進協議会のご協力をいただき、町内外の多くの来訪者に特産品を利用した料理の試食やゲーム等を楽しんでいただくなかで、わが町の食育活動をPRいたしたところでございます。

2つ目に、熱中症対策についてであります。鳥取県は6月22日に「熱中症注意報」を発令し、現在も継続中であります。さらに8月17日には、注意喚起を強化する意味から「熱中症警報」が出されました。その間、大山町でも、広報だいせん、防災無線、大山町3チャンネル、公式ホームページ等、広報活動を中心にしまして、各種の会合や乳幼児健診等で熱中症予防の注意喚起をまた適時に継続的におこなっているところでございます。

去年は、県内でただ一人、本町の住民の方が熱中症で亡くなられましたけれども、今年の夏は現在、亡くなられた方の報告は受けておりません。

次に、農林水産課関係であります。まず、1つ目にナラ枯れ被害対策についてであります。羽田井周辺のモニタリング調査では、被害の拡大は確認されず、一応沈静化したものと思われませんが、今後2~3年は引き続き監視が必要であります。

また、二本松地区におきましては、カシノナガキクイムシが侵入いたしましたコナラの木が確認され、被害が広がりつつございます。今後、関係機関とも連携を現在もとっておりますけれど、しっかりと連携をとりながら秋から来春にかけて、羽田井と同じ方法により被害木の駆除を実施して、被害の拡散防止に努めてまいりたいと考えています。

また、船上山の麓の県有林で、1本被害木が確認されました。この場所につきましては、今後、県と共に周辺の被害状況を詳細に調査したうえで、駆除方法を検討してまいります。

2番目にしっかり守る農林基盤交付金事業についてであります。町内を8工区に分けて、水路の改修、暗渠排水、溜池修繕等の工事を発注いたしました。年内完成を目指して整備を進めてまいります。

3番目に、大名・汗入地区基幹農道の開通についてでございます。大山の裾野に広がる豊房から羽田井にかけての丘陵地域を、東西に結ぶ農道工事に昭和61年度から県営事業として着手しての取り組みを進めて以来、総事業費約120億円を掛けて延長11.7キロ幅員7メートルの2車線道路が、地元関係者の皆さん方をはじめ、国、県等多くの関係機関のご協力により完成し開通いたしました。

これにより通作や輸送の利便性が向上し、生産性の向上、農業経営の安定に資することや、地域間交流の活性化に寄与することが期待されるところでございます。

4番目に、農地・水・環境保全向上対策交付金事業についてでございます。本年度から農地・農業用水等の日常管理活動に加えて、集落が行いますところの水路や、農

道等の補修や更新といった農業用施設の長寿命化のための活動を追加的に支援することとなり、この制度を活用される集落が、組織が町内で 52 の組織、この組織が向こう 5 年間、向上活動へ取り組んでいただくこととなりました。ただいま各組織の活動計画を、国へ採択申請いたしているところでございます。

次に、建設課関係でございます。まず 1 つ目に、社会資本整備総合交付金事業についてであります。測量・設計業務につきまして、道路事業 2 件を委託をし、業務遂行中でございます。また、工事につきましては、道路改良工事 1 件及び住宅改修工事 1 件を請負施工中でございます。2 つ目に、経済危機対応・地域活性化予備費事業についてでございます。町道法面保護工事 1 件を現在請負施工中でございます。3 つ目に、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業についてでございます。測量・設計業務につきまして、道路事業 3 件を委託をし業務遂行中でございます。また、工事につきましては、道路維持工事 5 件を請負施工中でございます。4 番目に辺地対策事業についてであります。道路改良工事 1 件を請負施工中であります。5 番目に、道路維持業務について、道路除草業務を 5 工区に設定をし、請負施工中でございます。

水道課関係について述べさせていただきます。まず 1 番目に、山陰道建設に伴う水道管移転補償工事として、殿河内地内において、有限会社山下水道設備が工事を終了いたしてございます。また倉谷地内において、有限会社小倉興産が請負施工中であります。

2 番目に、簡易水道等施設整備事業につきまして、赤松地区簡易水道老朽管布設替工事を有限会社モロユ水道が請負施工中であります。3 番目に辺地対策事業について、豊房第 2 配水池築造工事を、株式会社おかだか請負施工中であります。4 番目に、農業集落排水事業として、農業集落排水施設最適整備構想策定業務を、鳥取県土地改良事業団体連合会が業務遂行中であります。5 番目に、公共下水道事業として非常発電機格納庫新築工事を、有限会社権田工務店が請負施工中であります。

次に、観光商工課関係であります。1 番目に、各種イベントの実施につきまして、今年 6 回目となりましたクロスカントリー大会を、7 月 31 日に豪円山スキー場内特設コースを会場に開催いたしました。今回は、21 都府県から昨年並みの約 700 名の参加申込みをいただき、大変よいお天気の中での大会、熱戦が繰り広げられました。また 8 月 28 日には大山参道を会場として行われましたぐーちゃん祭りも大変な盛況で、この夏は好天に恵まれ、登山者など多くのお客様で賑わったところでございます。

2 番目に大山恵みの里公社の状況についてでございます。財団法人大山恵みの里公社につきましては今年度は大きな変革は予定されてはおりませんが、この場をお借りいたしまして 7 月までの今年度第 1・四半期の概況を述べさせていただきますと思います。

現在公社には正職員・パート職員を合わせまして約 30 名の職員が勤務いたして

おりまして、地場産業の育成や施設の管理といった本来の任務に重ねまして雇用創出の場としての役割も大きなものと感じております。

まず、道の駅の状況であります。売店部門が前年対比約 104%、食堂部門が約 98%の実績となっており、まずまずの推移であるものと認識いたしております。

また、農産加工場は、販路開拓・拡大と売れる商品生産に努めておるところでございます。

次に、流通部門は、大型店舗におけるイベント出店などに力を入れたこともあり、前年の約 2 倍の売上高を計上いたしております。今後も継続して生産部会を通じてより一層の出荷量増大に向けた取り組みを努めてまいりたいと考えております。

次に、地籍調査課関係であります。まず、大山町中山地区地籍測量業務委託をサンイン技術コンサルタント株式会社が、業務遂行中であります。塩津、下甲、岡及び松河原の各一部の本閲覧の準備を進めております。また、大山町大山地区（その 1）地籍測量業務委託を西谷技術コンサルタント株式会社米子営業所が、そして大山地区（その 2）の部分を鳥取県土地改良事業団体連合会が、それぞれ業務遂行中であります。また赤松の一部（一の谷、大谷）の本閲覧の準備を進めております。

次、農業委員会関係であります。7 月 10 日の農業委員会委員の一般選挙により、24 名の方が当選をされ、選任委員の 5 名と併せまして、29 名で新たな農業委員会がスタートいたしました。新しい農業委員会会長には、名和地区の船田愛治さん、また会長職務代理者には、中山地区の中川幸應さんが選出をされました。今後のご活躍を期待いたしたいと存じます。またご活躍をお祈りいたします。

次に、大山支所総合窓口課関係であります。仁王堂公園の遊具についてでございます。公共施設整備事業により総額約 2,900 万円で新しい遊具を新設いたしました。また、8 月 1 日月曜日でございますが、この日に完成記念の式典を大山西小学校 5 年生また大山保育所の園児にも協力をいただき開催をいたしたところでございます。式典後から遊具が開放され、町民の皆様にとくさんご利用いただいているところであります。

次に、学校教育課関係であります。工事として、大山中学校テニスコートフェンス修繕工事を有限会社前田建設が請け負い完了いたしました。また、中山中学校教室拡張工事を有限会社大工屋が請け負い完了いたしましたところであります。

幼児教育課関係であります。中山地区拠点保育所の建設につきましては、8 月 29 日に安全祈願祭を行い、平成 24 年 3 月 16 日の完成に向けて、現在、建設用地の造成工事を行っております。建築工事につきましては、9 月 10 日ごろから本格的に現場での工事を進める予定でございます。工事期間中は、近隣道路の通行、あるいは騒音などにご不便をおかけいたすと思っておりますが、どうぞご理解、またご協力を賜り

ますよう、お願い申し上げます。

次に、社会教育課関係であります。1つ目に、子ども会リーダー研修会についてであります。8月10日から12日までの2泊3日の日程で、大山青年の家を会場に子ども会リーダー研修会を開催いたしました。小学校4年生から6年生を対象に、野外体験活動等とおして子ども会リーダーとしての資質を向上させ、そのために実施をいたしているところでございます。今年は町内小学校から31人が参加をし、テントでの寝泊まり、野外炊飯、カヌー体験など、自然の中でさまざまな活動にチャレンジいたしました。2つ目に、大山町・嘉手納町の人材育成交流事業についてでございます。

8月15日から18日までの4日間、町内小学校から16人の児童と随行3人が、人材育成交流事業として沖縄県嘉手納町を訪ねました。当初の日程が台風の影響で急遽変更になりましたが、全員参加のもと、児童たちは、勇壮なエイサー踊りをはじめ、沖縄の歴史や文化、美しい自然を目の当たりにするとともに、民泊家庭・児童との交流を通じて郷土や友情の大切さについて学び、多くの成果を得て帰ってまいりました。3つ目に、総合文化祭についてであります。第4回総合文化祭を10月の29日、そして30日、今年は大山農業者トレーニングセンター、大山農村環境改善センターを会場として開催をいたします。今回はテーマを「文化の香りあふれるまちづくり」、サブテーマを「とどけようつながる心明日のまちへ」として、町内のさまざまな文化活動を発表するイベントとともに、東日本大震災の被災地の物販を行うなどの支援活動も計画しているところでございます。現在、展示の作品やステージ発表者を募集しており、賑わいのあるものとなるように検討を進めているところでございます。

最後に、徴収金関係でございます。未収金の縮減に向けて、各課が連携をとりながら、23年度も各課の未収金対策マニュアルに沿って、電話催告、臨戸訪問等の外、法的処分による徴収に取り組んでおります。各課の徴収実績は、別添のとおりでもございます。また、6月以降の取り組みにつきましては各課の取り組みを記させていただいておりますので、目を通していただきたいと思います。以上で政務報告を終わります。

続きまして、報告第9号 平成22年度決算に基づく大山町健全化判断比率の報告につきまして、述べさせていただきます。

本案は、平成19年6月に公布されました「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条の規定により、平成22年度決算に基づく大山町健全化判断比率を、議会に報告するものでございます。

健全化判断比率の指数は、(1)実質赤字比率、これは普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合、(2)連結実質赤字比率、これは全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合、(3)実質公債費比率、一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占

める割合、(4)将来負担比率、これは一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合、この4つの指標で判断するもので、本町の指数はお手元に配布いたしております別紙のとおりでございます。以上で、報告第9号の説明を終わります。

続きまして、報告第10号 平成22年度決算に基づく大山町資金不足比率の報告についてでございます。

本案は、平成19年6月に公布されました「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条の規定により、平成22年度決算に基づく大山町資金不足比率を、議会に報告するものでございます。

資金不足比率は公営企業会計が対象で、資金不足額が事業規模に占める割合を示すものであります。本町では、赤字決算の公営企業会計はございませんので、別紙のとおりとなっております。以上で、報告第10号の説明を終わります。

続きまして、報告第11号 長期継続契約締結の報告についてでございます。本案は、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会に報告するものでございます。契約の名称、契約の内容、契約の相手側、契約期間、契約金額につきましては、お手元に配布しております「長期継続契約締結報告書」とおりであります。以上で、報告第11号の説明を終わります。

○議長（野口俊明君） これで諸般の報告を終わります。ここで休憩いたします。再開は11時、11時に再開いたします。休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時 再開

日程第4 議案第89号～日程第12 議案第97号

○議長（野口俊明君） 再開いたします。日程第4、議案第89号 大山町からの暴力団排除のために必要な関係条例の整備に関する条例についてから、日程第12、議案第97号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の変更についてまで、計9件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） ただいまご上程いただきました議案第89号 大山町からの暴力団排除のために必要な関係条例の整備に関する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

全国で暴力団を暴力団を排除するための条例制定が進み、鳥取県でも同様の条例が本年4月1日に施行されました。この条例の目的は、暴力団や暴力団員に対する利益供与を禁止することにより、暴力団排除を推進し、県民が安全で安心して暮らすこと

ができる社会の実現であります。

この中で市町村にも暴力団を排除するための協力が求められておりますが、単独では暴力団等に対する抑止効果が少ないことから、西部町村で調整を行い、西部町村が一斉に行政事務からの暴力団排除を行うことで、直接・間接的な資金提供や便宜供与を行わないことを目指しております。

主な改正点は、暴力団関係者と判明した者との契約・貸付を禁止し、補助金等の金銭給付を行う場合に暴力団関係者かどうか県警に照会が可能、また施設の使用に際して、暴力団関係者であることが疑われる場合は、副町長を筆頭とする「排除審査会」の審議を経て、県警に照会可能というものになります。

なお、この条例の施行にあたりましては、利用者の個人情報県警へ提供してまいりますので、事前に「西部町村情報公開・個人情報保護審査会」に諮問をし、個人情報保護の観点からも問題ない旨の答申を得ております。施行日は、10月1日としております。以上で、議案第89号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第90号 大山町光ファイバーネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整備合理化を図るため、放送形態によって分かれていた法律が放送法に統合され有線テレビジョン放送法が廃止されたことに伴い、引用法律等所要の改正を行うものでございます。以上で、議案第90号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第91号 大山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、大山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての説明を申し上げます。

本案は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被害の甚大さに鑑み、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例の改正を行うものでございます。

改正の内容は、支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存しない場合に限り、死亡時に同居または、生計を同じくしていた兄弟姉妹を支給対象に加えるものでございます。以上で、議案第91号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第92号 大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成23年8月1日に施行されたことに伴い、大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する必要があるため、また家庭系可燃用ごみ袋、これは中袋になりますが、これの販売を行うため、議会に議決を求めるものでございます。

改正の主な内容といたしましては、地方自治法の基本構想に即した一般廃棄物処理計画の策定義務が無くなることによるものであります。

また、ごみ袋に種類につきまして、住民の方の要望を受けて、新たに家庭系可燃用ごみ袋（中）15枚入りを400円の金額で販売することによるものでございます。これで、議案第92号の提案理由の説明を終わります。

議案第93号 大山町環境保全条例の一部を改正する条例についてでございます。提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、近年における新たな地下水利用形態の拡大による地下水の採取が全国的に行われている実態を受け、持続可能な地下水利用に向けた水源の確保、生活環境の保全を図るため、地下水の採取について条例で定めるものでございます。

変更内容といたしましては、第2条第4号の公害の定義に「地下水の枯渇」、同条第5号の開発行為の定義に「地下水の採取」を新たに追加するとともに、第13条第1号の面積要件の適用除外に「（動力を用いる揚水機の吐出口の断面積が8平方センチメートルを超えるものを除く。）」を追加するものでございます。以上で、議案第93号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第94号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、現在、給水区域を大山町の区域内としておりますが、議案第95号で提案させていただいております赤松簡易水道から米子市の区域に給水することに伴い改正し、併せて計画給水人口及び1日最大給水量も改めるものでございます。

改正の主な内容といたしましては、第2条第2項で給水区域を大山町の区域に、あつたに他の普通地方公共団体の区域を加え、同条第3項の給水人口を別表第1のとおり、赤松簡易水道を254人に、昨年度給水区域の是正を行いました、名和地区簡易水道を2,721人に、同じく給水区域の是正を行ったところの押平地区簡易水道を945人に併せて改正し、合計を2万6,909人に改め、また、同条第4項の1日最大給水量を別表第1のとおり、同条第3項の改正に伴い赤松簡易水道を170立方メートルに、名和地区簡易水道を1,040立方メートルに、押平地区簡易水道を432立方メートルとし、合計1万979立方メートルとするものでございます。以上で議案第94号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第95号 他の地方公共団体へ給水することに関する協議について、ご説明を申し上げます。

本案は、赤松簡易水道から米子市の区域に給水することに対し、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。赤松簡易水道は、昭和32年の創設以来、赤松部落において管理をされてきましたが、平成20年4月から大山町に移管され現在に至っております。今回の、米子市淀江町稲吉地内のグリー

ンピア大山には、赤松部落が管理されていた、昭和 49 年頃から継続し給水しておりましたが、部落管理であったこともあり、水道法の手続きがなされておりませんでした。施設が町に移管後、鳥取県からの指導もあり米子市をはじめとする関係者で協議を重ねて参りましたが、土地が競売にかかったこともあり、話しが進んでおりませんでした。

その後、土地所有者が確定をし、協議がまとまったことから、米子市と行政区域を肥えた給水について、協議書を取り交わすことに対し議会のご承認をいただくものでございます。以上で議案第 95 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 96 号 町道の路線変更につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、県営畑総事業中山 3 期計画により拡幅改良される 2 路線について、計画区間を町道から農道へ管理移管すべく、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。変更となる路線は、整理番号 2-13 番、路線名、町道石井垣報国線の、終点を羽田井字退休寺原 1418 番 236 地先から羽田井字退休寺原 1418 番 1640 地先に変更し、延長 700 メートルを農道へ管理移管するものでございます。

次に、整理番号 2-108 番の路線名、町道報国萩原線の起点を羽田井字退休寺原 1418 番 1695 地先から羽田井字退休寺原 1418 番 1311 地先に変更し、延長 930 メートルを農道へ管理移管するものであります。これで、議案第 96 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 97 号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の変更について提案理由の説明をいたします。

本案は、平成 23 年第 3 回大山町議会定例会で議決をいただきました大山町豊房辺地に係る総合整備計画を変更するものであります。変更内容といたしましては、当該辺地区域内の原自治会がものづくり、研修会、伝統技術の伝承などの各種会合などの拠点として、地域の活性化と生活の豊かさを実現するための交流館整備に対して、町は大山町地域活性化支援事業交付金を交付し支援をするもので、原交流館整備に係る事業費は、1,200 万円。その 2 分の 1 を助成することといたしております。

本事業は平成 23 年度で実施し、町事業費は 600 万円で、その財源は一般財源であります。一般財源のうち辺地対策事業債 600 万円を充当する予定でございます。以上で、議案第 97 号の提案理由の説明を終わります。

日程第 13 議案第 98 号～日程第 33 議案第 118 号

○議長（野口俊明君） 日程第 13、議案第 98 号 平成 22 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 33、議案第 118 号 平成 22 年度大山町索道事業会計決算の認定についてまで、計 21 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めま

す。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） ただいま上程いただきました議案第 98 号 平成 22 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、平成 22 年度大山町一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付して提案いたしておりますので、認定のほどどうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

決算の概要につきましては、決算書 170 ページの「実質収支に関する調書」に記載をいたしておりますが、歳入総額 120 億 3,700 万 7,952 円に対して、歳出総額 114 億 9,960 万 1,932 円で、歳入歳出差引額が 5 億 3,740 万 6,020 円となっております。

このうち、翌年度へ繰越すべき財源、繰越明許費繰越額であります。2 億 313 万 3,000 円を控除いたしますと、本会計の実質収支額は、3 億 3,427 万 3,020 円であります。

それでは、決算の概要につきまして、歳入からご説明を申し上げます。平成 22 年度大山町一般会計歳入決算額は、予算現額 132 億 9,800 万 6,000 円に対し、調定額 121 億 6,032 万 4,999 円、収入済額 120 億 3,700 万 7,952 円で、町税 708 万 2,447 円を不納欠損いたしておりますので、収入未済額は、1 億 1,623 万 4,600 円となり、予算額に対して 90.5%、調定額に対して 99.0%の収入状況となっております。

収入未済額の内訳は、第 5 款町税で、第 5 項町民税 2,474 万 463 円、第 10 項固定資産税 7,864 万 206 円、第 15 項軽自動車税 281 万 2,575 円、第 45 款分担金及び負担金で、

第 5 項分担金の農林水産業費分担金 41 万 5,029 円、これはしっかり守る農林基盤交付金事業分担金と団体営基盤整備促進事業分担金であります。第 10 項負担金の民生費負担金 18 万 9,200 円、これは保育料であります。第 50 款使用料及び手数料では、第 5 項使用料の衛生費使用料 7,469 円、これはひかりが丘コミュニティプラント使用料であります。土木費使用料 708 万 448 円、これは住宅使用料であります。第 10 項手数料の衛生費手数料 84 万 9,100 円、これは収集ごみ処理手数料であります。第 60 款財産収入では、第 10 項財産売払収入で、不動産売払収入 104 万 2,788 円の未収となっております。第 85 款諸収入では、第 25 項雑入で、旧大山地区の給食費 45 万 7,322 円の未収となっております。

未収金対策につきましては、未収金対策会議において徴収体制の強化について検討いたしております。また滞納対策システムの導入により、滞納情報の整理をし滞納額の減少につながるような取り組みをすすめてまいりますので、議員の皆さま方、また町民の皆さまにもご理解をお願いする次第でございます。

次に歳入の大きなウエイトを占めますところの明細書 10 ページ、第 35 款地方交付税でございますが、決算額は 56 億 9,404 万 3,000 円で、前年度比、額に対して約 4 億 8,677 万 5,000 円の増、率にして 9.3%の増でありました。特に普通交付税は、平成 21 年度に比べて約 3 億 4,230 万 5,000 円の増となっております。その主な理由といたしましては、「雇用対策・地域資源活用臨時特例費地域雇用創出推進費」として 3 億 5,239 万 8,000 円交付されたことによるものと分析をいたしております。

特別交付税につきましては、ルール外の措置が大幅に増加したことにより約 1 億 4,470 万円の増となっております。

次に、歳出の概要についてご説明申し上げます。総括表 6 ページになりますが、平成 22 年度の一般会計歳出決算額は、予算現額 132 億 9,800 万 6,000 円に対し、支出済額 114 億 9,960 万 1,932 円で、予算現額に対します執行率は、86.5%であります。また、翌年度に繰り越す額 14 億 7,275 万 5,000 円を控除した不用額は 3 億 2,564 万 9,068 円であります。本年度におきまして繰越額が多く出ましたのは、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策として、きめ細かな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金など年度後半に国の大型の補正予算が追加されたことに伴って本町の取り組みも次年度に繰り越して取り組むこととなったためであります。

次に、歳出決算の内訳を性質別に見ますと、普通会計ベースであります。平成 22 年度決算審査資料の 13 ページでございますように、人件費が、17 億 8,412 万円、対前年比 1.9%の減、公債費が、17 億 6,839 万 6,000 円、対前年比 3.5%の減、普通建設事業費が、16 億 2,002 万 4,000 円で、対前年比 24.8%の減、大幅な減になりました要因は、大山西小学校耐震補強及び大規模改修事業や、農産物加工場整備事業などの大型事業が終了いたしましたためであります。

普通建設事業の主なものは、御来屋漁港整備事業 6,851 万円、保育所統合事業 2 億 3,327 万 7,000 円、農産物集出荷施設整備事業 1 億 2,240 万円、農道路肩整備事業 5,094 万 3,000 円、県営畑総事業負担金 8,908 万 5,000 円、赤松分校教室管理棟等解体撤去工事 3,060 万 5,000 円、大山小学校耐震補強及び大規模改修 1 億 4,653 万 6,000 円、などであります。

平成 22 年度におきます大山町の財政指標を決算統計に基づき申し上げます。決算審査資料 9 ページに記載いたしておりますが、普通会計ベースで、実質収支比率 4.6%、経常収支比率 81.4%、実質公債費比率 17.7%となっております。

以上、平成 22 年度大山町一般会計の歳入歳出決算の概要につきましてご説明を申し上げますが、詳細につきましては、お手元に配付の平成 22 年度決算審査資料をご覧くださいませようによりしくお願い申し上げます。これで、議案第 98 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 99 号 平成 22 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、平成 22 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算が確定したことにもない、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。本会計の歳入歳出決算額は、歳入 4 万 9,700 円、歳出 4 万 9,700 円で、歳入歳出差引残額は 0 円であります。

歳入につきましてご説明を申し上げます。第 5 款財産収入の利子及び配当金 3 万 5,023 円は、土地開発基金から生じた利子であります。第 15 款繰越金の 1 万 4,672 円は、平成 21 年度からの繰越金であります。第 20 款諸収入の 5 円は、預金利子であります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。第 10 款諸支出金第 5 項公有財産取得費の 4 万 9,700 円は、土地開発基金への繰出金であります。なお、土地開発基金の現金残高は、平成 23 年度末現在 1 億 3,956 万 877 円となっております。以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 100 号 平成 22 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明申し上げます。

決算額は、歳入総額が 2,225 万 1,724 円で、歳出総額は、2,220 万 7,745 円で、歳入歳出差引額は 4 万 3,979 円であります。

歳入につきまして、説明申し上げます。第 5 款県支出金 459 万 2,000 円は、県からの貸付事業に係る補助金であります。第 20 款諸収入の主なものは、貸付金元利収入 1,759 万 5,043 円で、収入未済額は、3 億 1,206 万 9,841 円となっております。

つぎに歳出につきましてご説明申し上げます。第 5 款総務費 658 万 2,740 円は、一般会計繰り出し金などあります。第 10 款公債費 1,562 万 5,005 円は、元金及び利子の償還金であります。これで提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 101 号 平成 22 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定につきまして説明申し上げます。

歳入の決算総額 1,714 万 5,646 円に対し、歳出総額は、825 万 6,966 円で差引残額 888 万 8,680 円を平成 23 年度大山町開拓専用水道特別会計に繰り越しております。

歳入につきましてご説明申し上げます。第 5 款管理収入 1,074 万 5,768 円は、計量給水料金であります。第 15 款財産収入 579 円は、開拓専用水道施設整備基金利子であります。第 20 款寄付金は、加入金 1 件 20 万円あります。第 25 款繰越金 605 万 769 円は、前年度繰越金であります。第 30 款諸収入 14 万 8,530 円は、預金利子、開拓水道施設管理負担金等あります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。第 5 款総務費 825 万 6,966 円のうち主なものを説明いたします。需用費の内、建物等修繕料は管路及び止水栓等 21 件の修

繕に係るものであります。委託料の 61 万 355 円は、水質検査及び検針委託料であります。負担金補助及び交付金の 400 万円は、施設の維持管理負担金として、水道事業会計へ負担したものであります。積立金の 100 万円は、将来の施設整備に備え、基金へ積み立てたものであります。以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 102 号 平成 22 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本施設の管理につきましては、平成 19 年度から 3 年間指定管理制度を導入しておりましたが、22 年度は種々の事由により直営による運営といたしました。22 年度の利用者数は 5,777 人で前年の 9,811 人に対して約 40%の減となりました。これは、将来に向けて施設の活用計画が議論されるなかで、営業活動を行うことができていないことに併せて、5 月に発生いたしました食中毒によりますところの営業休止が影響いたしましたところと存じます。

歳入総額 2,885 万 4,920 円に対し、歳出総額も 2,885 万 4,920 円であり、差引残額は 0 円であります。

歳入から主なものを説明いたします。売上に相当いたします使用料が 1,345 万 2,281 円、一般会計からの繰入金緊急雇用創出事業分 322 万 5,000 円を含めまして 1,520 万 1,506 円などであります。

次に歳出につきましては、総務費が 2,885 万 4,920 円でありまして、主な内容といたしましては、職員人件費が約 894 万円、施設運営に係る材料費、修繕料、光熱水費等需用費が約 1,217 万円、手数料・保険料等役務費が約 341 万円、浄化槽、電気空調設備等の保守管理委託費が約 245 万円などであります。以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 103 号 平成 22 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明を申し上げます。

本会計は、高齢者や障害者の住宅を整備する資金の貸付事業の特別会計で、既に事業は終了し、起債の償還も終了しておりますが、貸付金の未償還金を徴収するための特別会計であります。決算額は、歳入合計が 9 万 2,721 円、歳出合計が 9 万 2,721 円で、差し引き残額は 0 円です。

歳入の主なものは、貸付金元利収入 9 万 2,000 円であり、歳出の 9 万 2,721 円は全て一般会計への繰出金であります。以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 104 号 平成 22 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明申し上げます。

歳入の決算総額 823 万 2,016 円に対し、歳出総額は、822 万 8,066 円で差引残額 3,950 円を平成 23 年度大山町簡易水道事業特別会計に繰り越しております。

歳入につきましてご説明申し上げます。第 10 款使用料及び手数料の 222 万 7,533

円は、水道使用料であります。第 20 款繰入金 600 万 4,246 円は一般会計繰入金であります。

第 25 款繰越金 210 円は、前年度繰越金であります。第 30 款諸収入 27 円は、預金利子であります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。第 5 款総務費 467 万 9,762 円のうち主なものをご説明申し上げます。11 需用費の内、施設修繕料 187 万 8,402 円は取水井水位計ほか 14 件の修繕に係るものであります。13 委託料の 131 万 6,280 円は、水質検査委託料であります。第 15 款公債費 354 万 8,304 円は、借入金の元利償還金であります。以上で提案理由の説明を終わります。

議案第 105 号 平成 22 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
のご説明を申し上げます。

本会計におきましては、歳入総額が 23 億 8,212 万 4,031 円、歳出総額が 23 億 3,419 万 8,276 円となり、歳入歳出差引残額 4,792 万 5,755 円を翌年度に繰越すものでございます。

歳入から款をおって主なものを説明いたします。第 5 款国民健康保険税の収入済額は 4 億 1,082 万 2,834 円で、収納率は現年分が 93.68%、過年度分が 18.41%。不納欠損額は 429 万 5,267 円で、収入未済額は、1 億 3,358 万 1,871 円であります。第 15 款国庫支出金 6 億 4,090 万 3,502 円の主なものは、療養給付費等負担金であります。第 30 款県支出金 1 億 3,023 万 6,527 円の主なものは、高額医療費共同事業負担金であります。第 50 款繰入金 2 億 7,868 万 9,166 円の内訳は、一般会計繰入金が 1 億 3,149 万 8,166 円、また、国保基金からの繰入金は、1 億 4,719 万 1,000 円であります。第 60 款諸収入 669 万 3,255 円の主なものは、交通事故等によります第三者行為の納付金であります。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。第 5 款総務費 4,598 万 9,533 円の主なものは、職員給与費、電算共同処理に係る委託料、及び国保連合会負担金であります。第 10 款保険給付費 15 億 5,911 万 5,060 円は、各種医療費とその審査支払手数料、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費として支出いたしております。なお、年間 1 人当たりの保険給付費は、一般分と退職者分をあわせて約 27 万 6,000 円となっております。第 15 款後期高齢者支援金等 2 億 2,631 万 3,661 円は、後期高齢者医療制度への負担金であります。第 20 款前期高齢者納付金等 39 万 4,749 円は、保険者間における前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整するための負担金であります。第 25 款老人保健拠出金 116 万 2,584 円は、国保老人分の社会保険支払基金への負担金であります。第 30 款介護納付金 1 億 1,175 万 1,628 円は、介護給付費に係る社会保険支払基金への負担金であります。第 35 款共同事業拠出金 3 億 3,068 万 4,193 円の主なものは、高額

医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る負担金であります。第 40 款保健事業費 2,546 万 3,333 円の主なものは、特定健康診査等の委託料及び人間ドック健診委託料であります。第 45 款基金積立金は、9 万 4,914 円としております。第 55 款諸支出金 3,322 万 8,621 円の主なものは、保険税の還付金、国庫補助金の返還金、及び国民健康保険診療所特別会計への繰出金であります。以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 106 号 平成 22 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。提案理由の

本案は、大山町国民健康保険名和診療所、大山診療所、そして大山口診療所の 3 診療所を合わせた施設勘定決算であります。歳入総額 6 億 5,960 万 3,333 円に対し、歳出総額は 6 億 354 万 3,005 円であり、差引残額は 5,606 万 328 円であります。

歳入の主なものをご説明いたします。第 5 款診療収入 3 億 828 万 6,155 円は、外来での診療報酬収入及びその一部負担金収入であります。第 15 款使用料及び手数料 2,749 万 5,930 円は、文書料、健康診断手数料及び予防接種手数料であります。第 30 款繰入金 3 億 1,768 万 341 円の主な内訳でございますが、診療施設整備に係る起債償還のルール分 2,451 万 4,000 円、大山診療所 2 階の入院施設を目的外使用することに伴う起債の繰上償還分と施設改修費分 2 億 2,765 万 6,172 円、同じく大山診療所の休止中の入院病床 19 床に対する特別交付税措置分 2,337 万円、国の補正予算に係る地域活性化交付金事業分 3,400 万円であります。また、国民健康保険特別会計からの繰入金 537 万 5,000 円は、第 2 種へき地診療所であります大山診療所運営費分 449 万円が主なものでございます。財源は国からの調整交付金であります。

続いて歳出について説明を申し上げます。第 5 款総務費 1 億 7,136 万 5,384 円は、職員人件費及び代診医師報償費が主なものであります。第 10 款医業費 1 億 7,755 万 2,301 円は、医薬材料代、臨床検査委託料及び医療機器借上料が主なものであります。第 15 款公債費 2 億 5,462 万 5,320 円は、歳入でご説明いたしました 3 診療所の施設整備に係る起債の定期償還金と大山診療所 2 階部分に係る繰上償還金の元金及び利子であります。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 107 号 平成 22 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

本会計の歳入総額は 1 億 8,318 万 9,984 円、歳出総額は、1 億 8,309 万 6,141 円で歳入歳出差し引き残額で 9 万 3,843 円を翌年度に繰越すものでございます。

歳入から款をおって説明を申し上げます。第 5 款保険料 1 億 1,091 万 4,755 円は、後期高齢者に係る保険料であります。第 20 款繰入金 7,193 万 8,658 円は、保険基盤安定に係る保険料軽減分と事務費に係る一般会計からの繰入金であります。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。第5款総務費 320万2,107円の主なものは、一般管理費と賦課徴収費であります。第10款後期高齢者医療納付金1億7,972万234円は、保険料等負担金および広域連合事務費負担金であります。以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第108号 平成22年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明を申し上げます。

本会計の歳入総額ならびに歳出総額とも44万1,221円となっております。

歳入から説明を申し上げます。第20款繰入金43万9,055円は、一般会計からの繰入金であります。第30款諸収入2,166円の主なものは、診療報酬返納金であります。

次に歳出についてご説明いたします。第10款諸支出金44万1,221円は、前年度実績に伴う交付金の返還金であります。以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第109号 平成22年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明を申し上げます。

本会計におきまして、歳入総額19億3,316万9,950円、歳出総額19億2,708万2,663円で、歳入歳出差引608万7,287円となっております。

歳入からご説明申し上げます。

第5款介護保険料の収入済額は2億8,910万9,843円、不納欠損額47万1,482円、収入未済額は377万8,219円で収納率は98.6%であります。第15款国庫支出金4億7,694万1,893円は、主に介護給付費・地域支援事業費に係る国庫負担金及び調整交付金であります。第20款支払基金交付金5億5,901万8,971円は、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金として交付されたものであります。第25款県支出金3億1,080万6,676円は、介護給付費及び地域支援事業費の県負担金と介護施設整備に係る交付金であります。第30款繰入金2億8,034万6,288円は、介護給付費及び地域支援事業費に係る町負担分等一般会計から繰入したものが主なものであります。第45款町債1,500万円は、鳥取県介護保険財政安定化基金からの借入金であります。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。第5款総務費7,715万5,969円は、職員の人件費、事務費、施設整備に係る補助金が主なものであります。第10款保険給付費17億8,873万693円は、介護サービス等諸費、高額介護サービス費、介護予防サービス等諸費、国保連への審査支払手数料に支出しております。第15款地域支援事業費5,417万5,103円は、介護予防事業費や包括支援・任意事業費として支出いたしております。第25款公債費200万円は、鳥取県介護保険財政安定化基金からの借入金の償還金であります。第30款諸支出金502万898円は、第1号保険者の死亡・転出等に伴う介護保険料の還付金、前年度実績による介護給付費国庫負担金及び地域支援事業交付金の返還金であります。以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第110号 平成22年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の

認定につきましてご説明申し上げます。

本案は、大山診療所の介護保険サービス事業施設勘定決算でございます。歳入総額、歳出総額ともに6,748万8,531円で、歳入歳出差引残額0円であります。内訳は、歳入では、一般会計からの繰入金6,748万8,521円と預金利子10円であります。歳出は、介護療養型病棟の施設整備に係る起債の定期償還元金及び繰上償還元金6,617万8,498円と定期償還利子131万33円であります。

なお、このたびの繰上償還は、議案第106号でもご説明いたしましたとおり、施設の活用方法が起債目的と異なることとなったことによるものでございます。そして平成23年度以降の未償還元金を全額返済をいたしました。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（野口俊明君） えー、提案理由の説明中ではありますが、正午になりましたので、ここで一端休憩といたします。再開は午後1時といたしますので、議員の皆さん、執行部の皆さん、よろしくお願ひいたします。それでは休憩いたします。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（野口俊明君） 再開いたします。午前中に引き続き提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 午前中に引き続き、提案理由の説明を申し上げます。

議案第111号 平成22年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。説明申し上げます。

歳入の決算総額4億9,561万8,600円に対し、歳出総額は、4億9,552万7,608円で差引残額9万992円を平成23年度町の特別会計に繰越しております。

歳入につきまして、ご説明申し上げます。

第5款分担金及び負担金130万3,000円は、加入分担金であります。第10款使用料及び手数料の1億1,188万907円は、下水道使用料であります。第20款県支出金2,394万円は低コスト型農業集落排水施設支援事業補助金であります。第25款繰入金3億5,750万6,000円は、一般会計からの繰入であります。第30款繰越金3万3,778円は、前年度からの繰越金であります。第35款諸収入95万4,915円は、預金利子と山陰道建設に伴う下水道移転補償金であります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。第5款事業費1億4,476万4,250円は、処理場等の施設管理、修繕等に要した経費であります。第10款公債費3億5,076万3,358円は、起債の元利償還金であります。以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第112号 平成22年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

の認定につきましてご説明を申し上げます。

歳入の決算総額 4 億 2,220 万 4,744 円に対し、歳出総額は、4 億 2,211 万 1,783 円で差引残額 9 万 2,961 円を平成 23 年度の大山町公共下水道事業特別会計に繰越しております。

歳入につきましてご説明申し上げます。第 5 款分担金及び負担金 953 万 5,000 円は、加入分担金であります。第 10 款使用料及び手数料 1 億 745 万 7,408 円は、下水道使用料であります。第 20 款繰入金 3 億 506 万 5,000 円は、一般会計からの繰入金であります。第 25 款繰越金 9 万 4,686 円は、前年度からの繰越金であります。第 30 款諸収入 5 万 2,650 円は、預金利子と簡易配当金であります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。第 5 款事業費 9,856 万 3,471 円は、処理場等の施設管理、修繕等に要した経費であります。第 10 款公債費 3 億 2,350 万 7,152 円は、起債の元利償還金であります。第 15 款諸支出金 4 万 1,160 円は、下水道使用料還付金であります。以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 113 号 平成 22 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。説明を申し上げます。歳入歳出とも決算総額 3,292 万 6,781 円でございます。

歳入につきましてご説明申し上げます。第 15 款繰入金 34 万 8,088 円は、一般管理費の嘱託職員賃金のための一般会計繰入金であります。第 20 款繰越金 46 円は、前年度繰越金であります。第 25 款諸収入 3,257 万 8,647 円の主なものは、売電収入 2,632 万 3,775 円、建物災害共済金 625 万 3,800 円であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。第 5 款総務費 1,463 万 4,609 円は、施設修繕料 626 万 100 円、保守点検業務委託料 483 万 2,100 円のほか、電気主任技術者賃金等、維持管理にかかる電気料金や通信経費、消費税が主なものでございます。第 10 款公債費 1,829 万 2,172 円は、起債償還金の元金 1,582 万 2,808 円及び利子 246 万 9,364 円であります。以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 114 号 平成 22 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

中山温泉館は、平成 19 年度から指定管理者が運営をいたしており、平成 22 年度の年間入浴者数は 8 万 2,013 人で、前年度の 8 万 6,041 人に比べ 4,020 人余り減少をいたしました。理由として、夏の猛暑・年末年始の大雪・3 月の東日本大震災によります燃料費であります灯油の入荷制限によりますところの営業時間の短縮等が考えられるところでございます。決算内容でございますが、歳入総額 3,534 万 9,321 円、歳出総額 3,527 万 1,521 円、歳入歳出差引残額は 7 万 7,800 円となりました。

歳入の内訳でございますが、主なものは、指定管理者やナスパルタウン居住者からの温泉使用料 347 万 5,185 円と、一般会計繰入金 91 万 1,046 円であります。

歳出では、温泉館脱衣室及び化粧室床等修繕料 70 万 2,060 円、指定管理委託料 350 万円、温泉貯湯槽新設工事繰越分の工事請負費 2,811 万 2,700 円、温泉貯湯槽新設工事繰越分設計監理の委託料 278 万 2,500 円が主なものでございます。以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 115 号 平成 22 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして提案理由の説明をいたします。

この会計は、分譲宅地「ナスパルタウン」「御来屋団地」の販売、維持管理を行う会計であります。平成 22 年度につきましては、「大山口駅前住宅団地」の造成、販売、維持管理についても実施いたしました。

歳入の決算総額 8,661 万 7,578 円に対し、歳出の決算総額 8,661 万 7,578 円で、差引残額 0 円となるものでございます。

歳入につきましてご説明いたします。第 5 款財産収入 4,328 万 2,000 円は、土地売り払い収入であり、内訳は「ナスパルタウン」4 区画、「御来屋団地」1 区画、「大山口駅前住宅団地」3 区画であります。第 10 款繰入金 4,268 万 5,925 円は一般会計からの繰入金であります。第 20 款諸収入 62 万 9,653 円は預金利子と契約解除違約金の収入であります。

次に歳出につきましてご説明いたします。第 5 款宅地造成事業費 2,839 万 6,744 円の主なものは、紹介者への謝礼金、パンフレットの印刷代など販売促進費 103 万 3,529 円、大山口駅前住宅団地造成費等として 2,108 万 2,215 円、分譲区画の買戻代金として 628 万 1,000 円であります。第 10 款公債費 5,822 万 834 円は、起債の元金償還金 5,630 万円と償還金利子 192 万 834 円であります。以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 116 号 平成 22 年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由の説明をいたします。

歳入決算総額 3 億 8,175 万 6,825 円に対し、歳出決算総額は、3 億 7,041 万 6,825 円で、歳入歳出差引残額は 1,134 万円であります。

歳入につきましてご説明いたします。第 5 款分担金及び負担金 63 万円は、新規引込工事を行なった加入者の負担金であります。第 10 款使用料 26 万 5,776 円は、芯線等使用料であります。第 15 款財産収入 4,155 万円は、中海テレビ放送への通信施設貸付料 4,146 万円及び株配当金 9 万円であります。第 20 款繰入金 3 億 3,021 万 5,538 円は、起債償還金相当、人件費、その他維持管理経費に係る一般会計からの繰入金であります。第 25 款繰越金 17 万 7,000 円は、繰越財源充当の繰越金であります。第 30 款諸収入 891 万 8,511 円は、支障移転工事の補償金 780 万 2,573 円及び中海テレビ新規加入金半額相当分の配当 73 万 1,250 円、平成 21 年度繰越の電柱移転工事補償金 31 万 6,000 円等であります。

歳出についてご説明いたします。第5款総務費1億3,001万9,391円は、人件費、局舎電気代、ケーブル等の修繕費、施設の保守委託料、あるいは送出機材の購入費等と繰越をいたしました山陰道函渠管路共同工事委託料が主なものであります。第10款公債費2億4,039万7,434円は、起債償還金の元金2億1,430万4,000円及び利子2,609万3,434円であります。なお、平成23年度にD-ONU購入費567万円を繰越いたしましたところであります。以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第117号 平成22年度大山町水道事業会計決算の認定についてご説明をいたします。

はじめに業務の状況でございますが、給水栓数5,567栓、給水人口1万5,428人に年間総配水量183万8,774立方メートルを供給し、有収率は83.8%でございました。経理の状況につきまして、決算報告書の1ページ、収益的収入及び支出の収入、第1款水道事業収益は、消費税込みでございますが、2億3,643万342円、支出の第1款水道事業費用は2億1,027万6,288円であります。

次に、資本的収入及び支出の第1款資本的収入は妻木晩田拡張委託料に係る、県からの負担金として90万3,000円、企業債元金町補助金1,962万6,397円、県道拡幅工事に伴う、配水池用地売却代金が38万3,600円で合計2,091万2,997円であります。

続きまして、資本的支出では、旧奈和配水池送配水管更新工事等による建設改良費が2,601万1,808円、企業債償還金が1億385万3,198円で資本的支出合計が1億2,986万5,006円となり資本的収入の不足する額1億895万2,009円は、現年度分消費税資本的収支調整額27万5,564円と過年度分損益勘定留保資金1億867万6,445円で補填しております。

続きまして、収益的収支の詳細でございますが、決算報告書6ページ収益費用明細書によりご説明を申し上げます。第1款水道事業収益の中の営業収益で主なものは、これは消費税抜きでございますが、水道使用料で2億757万939円、その他営業収益の他会計負担金617万100円は町からの消火栓維持管理負担金、開拓専用水道管理負担金等であります。また、当該年度新規加入が24件あり加入金185万5,860円を計上いたしております。

次に、営業外収益の他会計補助金949万9,443円は、企業債の利息補助を一般会計から受けたものであります。

次に7ページをご覧ください、第1款水道事業費用でございますが、第1項営業費用の目1原水及び浄水費の委託料694万4,500円は水質検査料金、動力費1,502万9,827円は水源池等の電気料金であります。

続きまして目2配水及び給水費3,849万5,885円は、職員2名分の給料、手当等とメーター検針に要する委託料530万4,560円、その他配水管修繕に要した修繕費1,380

万 9,462 円が主なものでございます。次の目 4 総係費につきましては職員 1 名分の給料、手当、備消耗品費等で 1,076 万 3,597 円、目 5 構築物等の減価償却費 8,254 万 3,884 円、目 6 で棚卸し資産減耗費 504 万 1,460 円が主なものであります。

続きまして、第 2 項営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息 4,604 万 6,483 円は財務省と公営企業金融公庫等への企業債利息、雑支出のその他雑支出 10 万 8,639 円は控除対象外消費税の精算であります。以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 118 号 平成 22 年度大山町索道事業会計決算の認定についてでございます。提案理由の説明を申し上げます。

平成 22 年 10 月 1 日をもちまして、索道事業の運営を指定管理者であります株式会社だいせんリゾートにゆだねました関係で、平成 23 年 3 月 31 日をもちまして、地方公営企業法の適用を廃止することになりました。従いまして、地方公営企業としての最後の決算となりますとともに、実質的に営業を行わなかったことによります、指定管理者との経費の精算が決算の内容となっているものでございます。

大山スキー場全体といたしましては、12 月 23 日のスキー場開き祭に雪がないスタートとなったほか、年末年始には記録的な豪雪により交通網が寸断されるという多難なシーズンのスタートとなりました。しかしその後は安定的な積雪と統合効果により 4 月 3 日までの 97 日間、リフト営業を行うことができました。その結果、入り込み客数は前年より約 15% 増の 16 万 7,225 人となったところであります。

決算の内容は、索道事業収益が 2,836 万 1,655 円、食堂部門であります附帯事業収益が 76 万 5,340 円で、合計 2,912 万 6,995 円となり、支出は索道事業費用が 4,821 万 132 円、附帯事業費用が 947 万 6,561 円で、合計 5,768 万 6,693 円となり、2,855 万 9,698 円の純損失となりました。これは、年度中途に指定管理制度を適用したため、売上が発生しないところに減価償却費が大きな比重を占めることになったことによるものでございます。

以上により、当年度末未処理欠損金は 6 億 4,000 万 5,076 円となりました。しかし繰越すべき会計が存在をしないために年度更新に伴い消滅をし、残余現金が 5,636 万 3,575 円と指定管理者の利益の 3 割といたしておりますところの指定管理納付金 3,115 万 1,363 円につきましては、新しい索道事業特別会計に収入されておりますので申し添えさせていただきます。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（野口俊明君） 平成 22 年度各会計の決算に関する議案について、提案理由の説明が終わりましたので、ここで監査委員の審査報告を求めます。代表監査委員 松本正博君。

○代表監査委員（松本正博君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 松本監査委員。

○代表監査委員（松本正博君） ただいまより平成 22 年度決算審査の結果報告をさせていただきますと思いますが、この決算審査にあたりましては、担当の課長さん、ならびに担当職員の皆さんには大変お世話になりまして、資料の作成、並びに提出に

つきまして、大変ご協力いただきましたこと厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

さて、このたびの平成 22 年度決算審査に際しましては、5 件の意見書を提出させていただきました。一つは、平成 22 年度大山町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書、二つ目に平成 22 年度大山町水道事業会計決算審査意見書、三つ目が、平成 22 年度大山町索道事業会計決算審査意見書、四つ目に、平成 22 年度決算に基づく大山町健全化判断比率審査意見書、最後に平成 22 年度決算に基づく大山町資金不足比率審査意見書、以上の 5 件であります。

そういたしますと、最初に、平成 22 年度大山町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書につきましてご報告申し上げます。

まず、第 1 としまして、審査の概要であります。決算審査の対象となりましたのは、一般会計と 18 の特別会計であります。なお、審査の対象になりました会計名は省略をさせていただきます。

一般会計と特別会計の歳入歳出決算額の総額は、歳入が 187 億 9,412 万 5,578 円、歳出が 181 億 2,601 万 3,983 円、差引しますと 6 億 6,811 万 1,595 円となっております。

次に審査の期間であります。平成 23 年 8 月 1 日から、8 月 24 日までのうちの 10 日間、鹿島監査委員さんとともに監査をさせていただきました。

審査の方法といたしましては、町長から提出されました平成 22 年度歳入歳出決算書及び事項別明細書・実質収支に関する調書、財産に関する調書につきまして 4 つのことから審査をさせていただいております。

1 つ目には、決算計数は、正確で誤りはないか。2 つ目に、予算の執行は、関係法令等に基づき効果的かつ的確になされているか。3 つ目に、収入支出事務は、関係法令等に基づき適正かつ計画的、効率的に処理されているか。4 つ目に、財産管理及び主要事業の各状況について、それぞれの関係諸帳簿及び証憑書類との照合、その他必要と認める関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、併せて別途実施いたしました例月出納検査をも勘案し、慎重に審査をさせていただきました。

次に、第 2 の審査結果であります。決算計数につきましては、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、その他の書類は、関係法令に準拠して調製されており、計数も誤りは認められず、決算は適正に表示されているものと認められました。

また、財産に関する調書の計数につきましても誤りは認められず、適正に管理運営されているものと認められました。

次に、22 年度事業の執行状況についてであります。平成 22 年度は、国の経済対策として「地域活性化・経済対策臨時交付金」、「地域活性化・きめ細やかな交付金」等の制度が創設されたことに伴い、従来起債や単町費を財源に実施されてきた事業が、有利な交付金制度を活用され取り組まれた結果、一般会計で 3 億 3,427 万 3,020 円、

特別会計総額では、6,897万5,575円の実質収支となっております。長引く経済不況の中、町税は減少しましたが、地方交付税の伸びや国の交付金制度の積極的な活用により、安定した財政運営が図られております。

次に、第3の各会計別の執行状況であります。1番の一般会計であります。平成22年度一般会計歳入総額は120億3,700万7,952円、歳出総額は114億9,960万1,932

円で、歳入歳出差引額は5億3,740万6,020円であります。このうち2億313万3,000円は、繰越明許費繰越額として翌年度に繰越すべき財源であり、実質収支は、3億3,427万3,020円となっております。

まずは歳入であります。本会計歳入決算は、予算現額132億9,800万6,000円に対し、調定額は121億6,032万4,999円、収入済額は120億3,700万7,952円ですが、町税におきまして、708万2,447円を不納欠損されているため、収入未済額は1億1,623万4,600円となります。収入率は、予算額に対して90.5%、調定額に対して99.0%の収入状況であります。

収入未済額の主なものは、法人町民税を含めた町民税が、2,474万463円、固定資産税7,864万206円、軽自動車税281万2,575円、住宅使用料708万448円等で、その内訳は、現年度分3,121万3,739円、過年度分8,502万861円です。なお、22年度の滞納状況につきましては、別表3に載せておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

大きな行政課題であります滞納対策につきましては、各課が総力を結集して取り組まれておりますが、厳しい経済情勢を反映してか、収入未済額は、21年度に比べ298万4,051円増加しております。不納欠損は、町民税、固定資産税、軽自動車税で執行されておりますが、22年度は、708万2,447円と21年度の1,050万7,440円と比べ342万4,993円減少しております。不納欠損状況につきましても別表4のほうに載せておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、歳出であります。歳出決算は、予算現額132億9,800万6,000円に対し、支出済額114億9,960万1,932円で、翌年度に14億7,275万5,000円を繰越しするため、不用額3億2,564万9,068円、執行率86.5%となっております。執行率は、平成21年度執行率89.4%と比べ、2.9%低下しておりますが、これは、国の経済対策として予算化された「地域活性化・経済対策臨時交付金」、「地域活性化・きめ細やかな交付金」などの制度を活用され、各種事業に取り組まれておりますが、事業の大半を、翌年度に繰越されたことによるものであります。なお、事業の詳細につきましては、各課から提出されております決算審査資料のとおりであります。

2番の土地取得特別会計ですが、本会計決算は、歳入総額4万9,700円に対し、歳出総額4万9,700円で、歳入歳出差引額は0円となります。

3 番の住宅新築資金等貸付事業特別会計であります。本会計決算は、歳入総額 2,225 万 1,724 円に対し、歳出総額 2,220 万 7,745 円で、歳入歳出差引額は 4 万 3,979 円となります。貸付金元利収入におきまして 3 億 1,206 万 9,841 円の収入未済額があります。また 22 年度には、公債費 616 万 6,000 円の繰上償還が行われております。

4 番の開拓専用水道特別会計であります。本会計決算は、歳入総額 1,714 万 5,646 円に対し、歳出総額 825 万 6,966 円で、歳入歳出差引額は 888 万 8,680 円となっております。給水料に 23 万 6,408 円の収入未済額があります。

5 番の地域休養施設特別会計であります。本会計決算は、歳入総額 2,885 万 4,920 円に対し、歳出総額 2,885 万 4,920 円で、歳入歳出差引額は 0 円となっております。施設の管理運営につきまして、従来の指定管理者制度を廃止され、本年度から直営方式に転換を図られましたが、5 月に発生しました食中毒事件に起因して、施設使用料は 1,345 万 2,281 円と前年度に比べ 37.5%減少しております。

6 番の老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計であります。本会計決算は、歳入総額 9 万 2,721 円に対し、歳出総額 9 万 2,721 円で、歳入歳出差引額は 0 円となっております。貸付は、昭和 60 年度で終了しており、現在は未収金の償還事務のみを行う会計であります。貸付金元利収入に、117 万 5,154 円の収入未済額があります。

7 番の簡易水道事業特別会計であります。本会計決算は、歳入総額 823 万 2,016 円に対し、歳出総額 822 万 8,066 円で、歳入歳出差引額は 3,950 円となっております。水道使用料に、5,292 円の収入未済額があります。

8 番の国民健康保険特別会計であります。本会計決算は、歳入総額 23 億 8,212 万 4,031 円に対し、歳出総額は 23 億 3,419 万 8,276 円で、歳入歳出差引額は 4,792 万 5,755 円となっております。

国民健康保険税は、予算現額 4 億 365 万 2,000 円に対し、調定額 5 億 4,869 万 9,972 円、収入済額 4 億 1,082 万 2,834 円で、429 万 5,267 円を不納欠損されているため、収入未済額は 1 億 3,358 万 1,871 円となります。その他に、国民健康保険返納金 38 万 879 円の収入未済額があります。徴収率は、74.9%で、前年度と比較して、現年分が 0.05%増加、滞納繰越分が 0.13%減少しております。

また 22 年度には、国民健康保険事業基金を 1 億 4,719 万 1,000 円取崩され、国民健康保険税の軽減が図られております。

9 番の国民健康保険診療所特別会計であります。本会計決算は、歳入総額 6 億 5,960 万 3,333 円に対し、歳出総額 6 億 354 万 3,005 円で、歳入歳出差引額は 5,606 万 328 円ですが、このうち 5,606 万円は、繰越明許費繰越額として翌年度に繰越すべき財源であり、実質収支は、328 円であります。

収益性は、3 診療所でそれぞれ異なりますが、大山診療所は、応急的な体制で診療

業務が継続されているため、診療収入が減少しております。22年度には、使用されていない2階部分の新たな活用を図るため、2億557万2,518円の繰上償還が行われております。

10番の後期高齢者医療特別会計であります。本会計決算は、歳入総額1億8,318万9,984円に対し、歳出総額1億8,309万6,141円で、歳入歳出差引額は9万3,843円となっております。保険料におきまして8万440円の不納欠損と、保険料及び手数料で1万4,585円の収入未済額があります。

11番の老人保健特別会計であります。本会計決算は、歳入総額44万1,221円に対し、歳出総額44万1,221円で、歳入歳出差引額は0円となっております。後期高齢者医療制度の創設に伴い、老人保健制度による医療費給付もなくなったことから、23年3月末でこの特別会計は廃止されております。

12番の介護保険特別会計であります。本会計決算は、歳入総額19億3,316万9,950円に対し、歳出総額19億2,708万2,663円で、歳入歳出差引額は608万7,287円となっております。介護保険料で47万1,482円不納欠損されております。また介護保険料及び手数料に378万4,859円の収入未済額があります。

13番の介護保険事業特別会計であります。本会計決算は、歳入総額6,748万8,531円に対し、歳出総額6,748万8,531円で、歳入歳出差引額は0円となっております。

大山診療所で実施されていた介護サービス事業は、医師の不在により、平成20年から休止中で、建設時の公債費を償還するだけの会計となっておりますが、23年度、民間事業者に賃貸する予定であることから、22年度に6,617万8,498円の全額償還を行われております。また23年3月末でこの特別会計は廃止されております。

14番の農業集落排水事業特別会計であります。本会計決算は、歳入総額4億9,561万8,600円に対し、歳出総額4億9,552万7,608円で、歳入歳出差引額は9万992円となっております。加入分担金及び使用料に、258万4,391円の収入未済額があります。

15番の公共下水道事業特別会計であります。本会計決算は、歳入総額4億2,220万4,744円に対し、歳出総額4億2,211万1,783円で、歳入歳出差引額は9万2,961円となっております。加入分担金及び使用料に、収入未済額が1,128万7,269円あります。

16番の風力発電事業特別会計であります。本会計決算は、歳入総額3,292万6,781円に対し、歳出総額3,292万6,781円で、歳入歳出差引額は0円となっております。

22年度の発電量は、228万2,658キロワットアワーの目標電力に対しまして、221万8,608キロワットアワーで、達成率は97.19%であります。

17番の温泉事業特別会計であります。本会計決算は、歳入総額3,534万9,321円に対し、歳出総額3,527万1,521円で、歳入歳出差引額は7万7,800円となっております。

ます。温泉施設の管理運営は、19年度から指定管理者に委託されております。

18番の宅地造成事業特別会計であります。本会計決算は、歳入総額8,661万7,578円に対し、歳出総額8,661万7,578円で、歳入歳出差引額は0円となっております。22年度は、これまでのナスパル団地、御来屋団地のほかに大山口団地12区画の造成工事を新たに行われた結果、ナスパル4区画、御来屋1区画、大山口3区画分として、4,328万2,000円の財産売払い収入がっております。

19番の情報通信事業特別会計であります。本会計決算は、歳入総額3億8,175万6,825円に対し、歳出総額3億7,041万6,825円で、歳入歳出差引額は1,134万円となっております。このうち567万円は、繰越明許費繰越額として翌年度に繰越すべき財源であり、実質収支は、567万円です。情報通信負担金に、9万円の収入未済額があります。以上が、各会計別の執行状況であります。

次に、第4の資金運用状況についてであります。平成22年度における一般会計及び特別会計の収支実績及び資金運用状況は、別途実施しました例月出納検査をも勘案し、適正に行われているものと認めました。基金は、地方交付税の伸びや国の経済対策の実施により、平成22年度末の基金現在高は41億3,900万9,000円と、前年度末に比べて3億6,791万6,000円増加しております。堅実な運用が図られてきた成果と認識しておりますが、今後はさらに厳しい財政運営となることが十分に予測されますので、その運用につきましては慎重に対処されたいと思います。

次の第5の財産管理の状況と、それから第6の主要事業の執行状況につきましては、第2の審査結果のところの説明させていただきましたので、省略させていただきたいと思っております。

最後に第7として、5つの事項につきまして、指摘をさせていただいております。まず第1であります。大山支所のごみ袋代金紛失事件発生以来、研修会の開催や「私たちの行動規準」の周知徹底により、職員の綱紀肅正に努力されていると報告を受けておりましたが、今回また中山支所総合窓口課で、職員の公金横領事件が発覚いたしました。度重なる不祥事の発生で、住民の行政に対する不信感は増大していると思われれます。

つきましては、職員各自に、町民全体の奉仕者であることの自覚やコンプライアンス遵守を徹底されるとともに、税・保険料等の公共料金を業務として取扱う部署におかれましては、公金の授受及び管理について、日々の点検を励行され、このような不正事件の根絶に努めていただきたいと思います。

2であります。毎年繰り返し指摘をさせていただいておりますが、未収金は、町税・国民健康保険税、土地売払い収入、住宅使用料、住宅新築資金等貸付金、介護保険料、農業集落排水事業及び公共下水道事業使用料、水道料等、およそ6億700万円に及びます。徴収努力の結果、滞納額・滞納者数とも年々減少している科目もありま

すが、多く

の未収金につきましては、滞納額・滞納者数とも横ばいもしくは増加傾向にあります。22年度には、土地売払い収入、国民健康保険返納金、情報通信負担金、保育料におきまして、新たな未収金が発生しております。

滞納対策室をはじめとする各課の取り組みが、評価をいたしますが、その原因究明や法的措置の着手に努められ、新たな未収金の発生防止と、未収金総額の抑制を実現していただきたいと思っております。

3であります。滞納対策につきましては、基幹的な役割を果たす部署としまして、平成19年に税務課内に滞納対策室が設置されております。滞納対策室の果たす役割は、法的措置を講じるための調査研究及び指導、関係各課への滞納情報の提供及び共有化、滞納者の実態把握、納付指導等、数多くあり、当初は各課との緊密な連携が図られていたようですが、今回の監査では、関係各課との連携の不足が感じられました。

また、滞納に対する責任部署につきましても、現年分は担当課が、過年分は滞納対策室と、分業制が取り入れられていると認識しておりましたが、現状は滞納対策室が双方を担当されているような印象を受けましたので、実効ある滞納体制に向けて、再度検討していただきたいと思っております。

4であります。農産物処理加工施設は、「農産物の多用途利用・高付加価値化による生産者の所得向上」「地域経済の活性化」という目的を掲げて平成22年7月に操業を開始されましたが、地元農産物の量の確保や収益の追求という問題のなかで、現状はその目的を果たしていないという住民の声を多く聞きます。当初の目的、理念を認識されまして、農家所得の向上につながるような施設運営を心がけるよう指導していただきたいと思っております。

最後であります。合併前から懸案事項でありました大山地区簡易水道の上水道への移行や、旧3町で異なる水道事業の料金統一等、水道事業が抱えてきた課題は、平成29年度に解消されることとなりましたが、残された開拓専用水道におきましても、香取地区とその他地区の料金の格差是正や、老朽化した施設の維持管理等の課題が潜在しておりますので、その解決に向けて、早期にその方針を決定していただきたいと思っております。

以上で、平成22年度の大山町一般会計、特別会計歳入歳出決算審査につきましての監査委員からの報告とさせていただきます。

○議長(野口俊明君) 監査意見の報告の途中であります。ここで休憩いたします。再開は14時10分といたします。2時10分に再開いたします。休憩します。

午後1時59分 休憩

午後2時10分 再開

○議長(野口俊明君) 再開いたします。引き続き代表監査委員の監査報告を求めます。代表監査委員 松本正博君。

○代表監査委員（松本正博君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 松本監査委員。

○代表監査委員（松本正博君） そういたしますと、引き続きまして、決算審査の報告をさせていただきたいと思っております。水道事業会計であります、平成 22 年度大山町水道事業会計決算審査意見書につきまして、ご報告を申し上げます。

まず審査の概要であります、平成 23 年 7 月 21 日に決算書及び関係諸帳簿を審査し、予算の執行状況が議決の趣旨に則し、効率的かつ合理的に行われているか等について検討を加えつつ慎重に審査いたしました。その結果、決算計数は諸帳簿と合致し計算に誤りはなく、いずれも正確であることを認めました。

次のページの最後であります、7 番の結びのところに決算の概要を載せておりますが、本年度の収益的収支における総収益は、2 億 2,594 万 7,295 円で、総費用は、2 億 815 万 9,160 円で、当年度の純利益は、1,778 万 8,135 円となり、前年度繰越欠損金 6,004 万 5,324 円と合わせますと、当年度未処理欠損金は、4,225 万 7,189 円となっております。資本的収支では、収入 2,091 万 2,997 円に対し、支出 1 億 2,986 万 5,006 円となり、資本的収支は 1 億 895 万 2,009 円不足しますが、現年度分消費税資本的収支調整額 27 万 5,564 円と、過年度分損益勘定留保資金 1 億 867 万 6,445 円で補填されております。

水道使用料の未収金は 2,594 万 2,263 円で、経済的不況を反映して前年度に比べ、42 万 8,522 円増加しております。

合併前からの課題でありました水道料金統一につきましては、「料金は、同一サービス、同一負担の観点から平成 29 年を目途に統一する。」という、上下水道料金等検討委員会からの答申を踏まえ、年次的にその取り組みが進められておりますが、増加の傾向にある未収金対策の強化や年間有収水量の安定確保、管理経費の縮減に努められ会計の安定化及び健全化を図られたいと思っております。以上であります。

続きまして、平成 22 年度大山町索道事業会計決算審査意見書につきましてご報告申し上げます。

まず審査の概要であります、平成 23 年 7 月 21 日に決算書及び関係諸帳簿を審査し、予算の執行状況が議決の趣旨に則し、効率的かつ合理的に行われているか等について検討を加えつつ慎重に審査いたしました。

その結果、決算計数は諸帳簿と合致し計算に誤りはなく、いずれも正確であることを認めました。

最後の 6 番の結びに、決算の概要を載せております。平成 22 年度大山町索道事業会計決算は、索道事業で 1,984 万 8,477 円の純損失、附帯事業で 871 万 1,221 円の純損失を生じたため、合計では、2,855 万 9,698 円の純損失となっております。前年度の繰越欠損金 6 億 1,144 万 5,378 円を加えますと、翌年度繰越欠損金は、6 億 4,000 万 5,076 円となります。

これまで大山スキー場は、3社4スキー場により営業が行われてきましたが、近年各スキー場が厳しい経営状態に直面する中、株式会社だいせんリゾートは、豪円山スキー場、上の原スキー場の事業譲渡を受け、大山スキー場の一体的かつ合理的経営に取り組まれることとなりました。町は、一体的経営を展開されるだいせんリゾートと連携し大山スキー場の活性化を図る方策が現状最適と判断され、平成22年10月1日から、中の原スキー場の経営を、だいせんリゾートに指定管理者として委託されました。

本年度は、12月26日からの営業開始以来、大晦日からの記録的な豪雪により交通機関のマヒとスキー場整備作業のために、1月1日、2日の2日間休業した以外は、安定して雪に恵まれ、4月3日まで延べ97日間、昨年が72日間、営業することが出来ております。シーズンを通しての入込み客数は、大山スキー場全体で16万7,225人、前年が14万5,889人と、前年度に比べ114.6%の伸びとなっております。地球温暖化に伴う雪不足や趣味の多様化により、全国的にスキー場の入り込み客数は減少傾向にある中、大山スキー場経営は、株式会社だいせんリゾートを中心とした、3社4スキー場の事業統合により、合理化、安定化が図られつつありますが、大山観光振興の核となる事業でもあり、一層大山の魅力発進や、利用者の視点に立ったサービス向上に努められるよう指導されたいと思います。以上であります。

最後に、平成22年度決算に基づきます大山町健全化判断比率及び平成22年度決算に基づきます大山町資金不足比率につきましては、先ほど町長さんからも報告がありましたが、提出された資料が適正に作成されているかどうかを主眼に監査したものでありますが、算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められましたので、ご報告申し上げます。以上で決算審査の報告を終わらせていただきます。

○議長（野口俊明君） 監査委員さんには、平成22年度の決算審査について、大変お世話になりました。ありがとうございました。

日程第34 議案第119号～日程第40 議案第125号

○議長（野口俊明君） 続きまして日程第34、議案第119号 平成23年度大山町一般会計補正予算（第5号）から、日程第40、議案第125号 平成23年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第2号）まで、計7件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） ただいまご上程いただきました議案第119号 平成23年度大山町一般会計補正予算（第5号）につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入におきましては、臨時財政対策債の額の確定、また歳出におきましては、6次産業化総合支援事業補助金、また平成23年5月の豪雨災害によります農林水産施設災害復旧事業の新規計上、また人事異動によりますところの人件費の調整など、既定の事業内容の変更及び追加の必要が出てきたことなどによりまして、歳入歳出予算の過不足を調整するため既定予算の補正を提案をし、議会の議決を求めるものでございます。

一般会計補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億694万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ99億8,359万2,000円とするものでございます。

第1表を歳入からご説明申し上げます。第35款地方交付税7,710万円の増額は、普通交付税の追加であります。第55款国庫支出金は、296万7,000円の追加で、民生費国庫補助金で、子ども手当システム改修事業費補助金173万2,000円、災害復旧費国庫補助金で上万地区の農業施設災害復旧事業に対する補助金123万5,000円を新規計上するものでございます。第60款県支出金は、2,290万円の追加で、増減の主なものは、民生費県補助金で、地域「支え愛」体制づくり事業に対する補助金384万8,000円を新規計上、農林水産業費県補助金で、中山間地域等直接支払推進事業補助金387万1,000円、またナラ枯れ駆除に伴いますところの松くい虫等防除事業補助金602万2,000円の増額、とっとり発6次産業化総合支援事業費補助金160万円を新規計上、また商工費県補助金で、緊急雇用創出事業補助金525万3,000円の増額などでありませう。

第65款財産収入は、408万8,000円の追加で、上半期利子の増に伴いますところの合併支援事業基金利子の22万4,000円、国道9号拡幅工事に伴います土地売払収入386万4,000円を追加計上いたしております。第70款寄附金は89万円の追加で、小中学校の備品購入のための寄附金70万円、5月の豪雨により被災した農地の復旧を図るための農林水産施設災害復旧費寄附金19万円を新規計上しております。第80款繰越金は、6,777万2,000円の増額で、財源調整をいたしております。第85款諸収入は、252万8,000円の追加で、コミュニティ事業助成金160万円、町村有物件災害共済金84万4,000円などを増額いたしております。第90款町債は、7,130万円の減額で、増減の主なものは、額の確定によります臨時財政対策債を7,710万円減額、電気自動車急速充電器事業が過疎債の対象外になったことによります合併特例債への起債の組み替えなどを計上しております。

次に歳出につきまして、人件費を除きましたところのご説明を申し上げます。第5款議会費は嘱託職員雇用保険料の増額であります。第10款総務費は、675万5,000円の追加で、主なものは第5項総務管理費の一般管理費で、集落に対する放送施設整備費補助金115万2,000円の増額、企画費で、太陽光発電等導入促進事業補助金288万

円、地域活性化支援事業費交付金 200 万円、風力発電事業特別会計に対する繰出金 137 万 2,000 円をそれぞれ増額いたしております。第 15 款民生費は、3,618 万 4,000 円の追加で、主なものは、第 5 項社会福祉費の社会福祉総務費で、県から「地域支え愛体制づくり補助金」が交付されることに伴いますところの小地域保健福祉活動事業 273 万 2,000 円の増額、障害者福祉費で制度改正に伴う自立支援システム改修委託料 50 万 4,000 円の増額、第 10 項児童福祉費の児童措置費で、制度改正に伴う子ども手当システム改修委託料 173 万 3,000 円の新規計上、保育所費で、中山地区及び大山地区拠点保育所整備に伴いますところの消耗品、備品購入等の経費 2,634 万 9,000 円を新規計上いたしております。第 20 款衛生費は、327 万 2,000 円の追加で、主なものは、第 5 項保健衛生費の予防費で、昨年度行ないました新型インフルエンザ予防接種事業の実績が少なかったため、県への返還金 172 万 6,000 円を増額いたしております。第 30 款農林水産業費は、2,283 万 1,000 円の追加で、主なものは、第 5 項農業費の農業振興費で、中山間地域等直接支払推進事業交付金 502 万 8,000 円の増額、果樹低温被害緊急対策事業補助金 31 万 3,000 円の新規計上、環境保全型農業直接支援対策事業補助金 69 万 6,000 円の新規計上、また農地費で、農業集落排水事業特別会計繰出金 102 万 4,000 円の増額、第 10 項林業費の林業振興費で、ナラ枯れによる駆除を行なう委託料 602 万 3,000 円の新規の計上、第 15 項で水産業費の水産業振興費で、お魚センターにいけすを購入するため、第 6 次産業化総合支援事業補助金 240 万円を新規計上いたしております。第 35 款商工費は、2,325 万 6,000 円の追加で、主なものは、第 5 項商工費の商工振興費で、単町分の緊急雇用創出事業費を合わせ、緊急雇用創出経費 788 万 3,000 円の増額、また 6 月にも補正をお願いいたしましたが、このたびも個人用住宅等改善助成委託料 1,000 万円を増額いたしております。第 40 款土木費は、788 万 6,000 円の増額で、主なものは、第 10 項道路橋梁費の道路維持費では、集落環境整備事業に対する機械借上料 100 万円、道路新設改良費では、町道一の谷赤松線など予算の組み替え、また第 25 項住宅費の住宅管理費で、さざんか台団地シロアリ駆除手数料 228 万円、茶畑団地 1 棟の解体工事費 200 万円を新規計上いたしております。第 45 款消防費は、549 万 9,000 円の追加で、第 5 項消防費の非常備消防費で、東日本大震災に伴う消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の引き上げにより市町村消防災害補償組合負担金 389 万 9,000 円の増、御来屋 10 区自主防災会に対するコミュニティ補助金 160 万円の新規計上であります。第 50 款教育費は、65 万 8,000 円の減額で、主なものは、第 10 項小学校費の学校管理費で、町民の方々から寄附に伴う名和小学校備品購入 50 万円、第 15 項中学校費の学校管理費で、同じく町民の方からの寄附に伴う名和中学校備品購入 20 万円、全国大会等派遣費補助金 62 万 2,000 円、第 20 項社会教育費の文化財費で、所子伝統的建造物群保存地区調査事業研修補助金 10 万円をそれぞれ新規計上いたしております。第 60 款災害復旧費は、190 万円の追加で、

5月の豪雨により、被災した上万地区の農地の復旧を図るための経費として、災害復旧工事190万円を新規計上いたしております。

次に予算書5ページの「第2表 債務負担行為補正」でございますが、平成24年度から26年度の外国語指導助手業務委託料3,937万5,000円と学校給食調理等業務委託料2億790万円を追加計上いたしております。

予算書6ページの「第3表地方債補正」でございますが、臨時財政対策債は額の確定に伴い7,710万円の減額等をいたしております。

最後に人件費の補正であります。明細書26ページから28ページでございますように、特別職分が6万6,000円の減、一般職分は1,009万7,000円の増であります。一般職については、人事異動に伴う増減等でございます。以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第120号 平成23年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきまして提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ11万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ23億8,135万7,000円とするものでございます。

歳入から説明を申し上げます。第15款国庫支出金10万1,000円の増及び第30款県支出金1万6,000円の増は、前期高齢者納付金にかかる国・県の負担分として、療養給付費等負担金及び財政調整交付金の増額を見込んだものでございます。

次に、歳出につきましてご説明をいたします。第5款総務費15万8,000円の減は、人事異動に伴う給与費の減額によるものでございます。第20款前期高齢者納付金等23万5,000円の増は、前々年度の納付額確定による精算のため、本年度概算払額が増額になるためのものでございます。第55款諸支出金1万9,000円の増は、平成22年度出産育児一時金補助金の額の確定により返還金が生じるためのものでございます。第90款予備費は、171万8,000円とし、歳入歳出の調整を図っております。以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第121号 平成23年度大山町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ744万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億649万8,000円とするものでございます。

歳入からご説明をいたします。第15款国庫支出金78万1,000円の増は、平成22年度介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の追加交付によるものでございます。第25款県支出金301万4,000円の増は、平成22年度介護給付費負担金、これは県費でございますが、及び鳥取県地域支援事業交付金の追加交付によるものであります。第35款繰越金は、364万1,000円の増額であります。

次に歳出について説明いたします。第5款総務費52万9,000円の増は、主に人事

異動等に伴う職員手当の増額によるものでございます。

第 30 款諸支出金 690 万 5,000 円の増は、平成 22 年度に社会保険診療報酬基金よりの介護給付費交付金及び地域支援事業交付金の概算払額を実績額が下回ったため、その差額を返還するものでございます。以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 122 号 平成 23 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 111 万 3,000 円を増額し、歳入、歳出それぞれ 4 億 5,675 万円とするものでございます。

補正内容について歳入から説明いたします。第 25 款繰入金 102 万 4,000 円の増額は、事業費の増額によるもので一般会計からの繰入金であります。第 30 款繰越金 8 万 9,000 円の増額は、前年度繰越金の増額によるものでございます。

次に歳出につきましてご説明いたします。第 5 款事業費第 5 項総務管理費 20 万円の増額は、時間外勤務手当の増額によるものでございます。第 10 項農業集落排水事業費 91 万 3,000 円の増額は施設修繕料の増額でございます。以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 123 号 平成 23 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして提案理由の説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 42 万 2,000 円を増額し、歳入、歳出それぞれ 4 億 2,481 万 4,000 円とするものであります。

補正内容につきまして歳入からご説明申し上げます。第 20 款繰入金 33 万 1,000 円の増額は、事業費の増額によるもので一般会計からの繰入金であります。第 25 款繰越金 9 万 1,000 円の増額は、前年度繰越金の増額によるものであります。

次に歳出につきましてご説明いたします。第 5 款事業費第 5 項総務管理費 143 万 8,000 円の減額は、人事異動による減額であります。第 10 項公共下水道事業費 186 万円の増額は施設修繕料の増額であります。第 10 款公債費は、公債費の財源に繰入金を充当するための、財源組み替えであります。以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 124 号 平成 23 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 137 万 2,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,006 万 6,000 円とするものであります。

歳入からご説明申し上げます。第 15 款繰入金の 137 万 2,000 円は、一般会計からの繰入金であります。

次に歳出につきまして、ご説明をいたします。総務費の 137 万 2,000 円は、受電用積算計（検針メーター）の修繕費 125 万 3,000 円、及び平成 22 年度決算で売電収入額の確定に伴う消費税額の増額分 11 万 9,000 円であります。以上で提案理由の説明を終

わかります。

続きまして議案第 125 号 平成 23 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、名和及び大山センター内の無停電装置のバッテリー交換及び電柱支障移転工事等の事業量が増加をいたしたため所要の増額を行い、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 736 万 2,000 円を追加をし、歳入歳出それぞれ 4 億 1,128 万 1,000 円とするものでございます。

補正内容につきまして歳入からご説明申し上げます。第 25 款繰越金の 342 万 5,000 円は、前年度繰越金の一部を予算計上するものでございます。第 30 款諸収入の 393 万 7,000 円は、火災保険共済金を増額するものでございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。第 5 款総務費の 736 万 2,000 円の増額は、職員の扶養増による扶養手当 5 万 2,000 円の増、名和、大山センター内の無停電装置のバッテリー交換のための修繕料 465 万 7,000 円の増、中国電力及び N T T 西日本からの依頼によります移転工事費 200 万円の増、消費税納税のための公課費 65 万 3,000 円を増額するものでございます。以上で提案理由の説明を終わります。

たくさんの提案を、議案をお願いいたしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第 41 大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員会の調査報告について

○議長（野口俊明君） 日程第 41、大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員会の調査報告についてを議題といたします。調査結果の報告を求めます。大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員長 西山富三郎君。

○大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員長（西山富三郎君） はい。ただいま議題となりました大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員会の報告をいたします。

大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員会は、平成 23 年 4 月 18 日に設置されて以来、合わせて 9 回の会議を開催し、大山北麓（神田地区）の今後のあり方について調査研究を重ねてきました。町民及び施設周辺住民にとり大きな不安を与えることなく、かつ山香荘及びその周辺の大山北麓活性化を図るため協議の結果、おおよその活性化案について、一致をみましましたので、特別委員会の調査を終了したく、報告いたします。

まず基本理念であります。大山北麓は、恵まれた自然環境とそこから生まれる豊かな農畜産物の宝庫であり、全国にひけをとらない恵みを有する環境であります。エコツーリズム、グリーンツーリズム、スポーツツーリズムの拠点として季節を問わず楽しめ、ひとが集える場であると考えます。

しかしながら、この中心に位置する地域休養施設夕陽の丘神田「山香荘」は、平成

17年3月の3町合併以前から、毎年1,000万円から1,500万円程度の赤字経営であることが課題となっていました。この現状を踏まえ、大山町議会は山香荘及びその周辺の大山北麓活性化を図るため、次のことを基本理念といたしました。

1つ、町民が利用しやすい、また利用できる施設へ事業展開することは基より、町外からも広く集客できる施設とし活性化を図る。2. 過疎化や少子高齢化が進む中、「住民の福祉向上」「健康増進」も視野に入れ、食など自然豊かな資源を十分に活かした「健康づくり」に供する施設とし活性化を図る。3. エコツーリズム、グリーンツーリズム、スポーツツーリズムの拠点として、年間を通じ行事、スポーツ、行楽、保養など楽しめる施設とし活性化を図る。4. 過大投資は避け、運営管理費に係る町費の繰り出しはできる限りなくす。

次に、山香荘及びその周辺地域の活性化策であります。公募による民間活力の導入を最大限に考え、以下の施設整備例を示す。1. 山香荘及びアプヘルハウス、地域休養施設として、エコツーリズム、グリーンツーリズム、スポーツツーリズムの各種ツーリズムの拠点として施設を位置づけ、住民は基より、あらゆる者が利用でき、またそのニーズに応えうる施設とし整備する。現行のスポーツ合宿に対応できる宿泊営業も継続とするが、浴場の整備活用や食堂での田舎料理の提供など住民がより利用しやすいよう、施設の改善と機能の充実を図る。2. 既存のグラウンドは必要に応じて、地元産の天然芝または人工芝を布設し整備する。3. テニスコート（2,700平方メートル）は駐車場として整備する。4. 多目的広場（6,250平方メートル）は第1グラウンドゴルフ場として整備する。屋外ステージ広場（4,050平方メートル）は第2グラウンドゴルフ場として整備する。5. 子どもの園は遊具整備、東屋修繕を行い、イベント会場または公園として整備し住民が休憩、集える場とする。6. ログハウス、クレハウスは現状維持として、利用率向上を図る。

最後に付帯意見であります。1点目、活性化のための施設整備に係る財源は適償性をよく考慮し、可能な限り、辺地対策事業債または過疎対策事業債を充当し行なうこと。2点目、山香荘に通じる神田陣構周辺の道路や標識などのインフラ整備を行なうこと。以上であります。

○議長（野口俊明君） ただいまの委員長からの報告に対し、質疑があれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、以上で大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員会の調査報告を終わります。

散会報告

○議長（野口俊明君） 以上で、本日の日程は終了しました。次会は、明日、9日に会議を開きますので、9時30分までに本議場に集合してください。本日は、これで散

会します。

午後 2 時 52 分 散会